

事業計画書様式2-(1)

今井地区センター 指定管理者事業計画書			
申込年月日 平成18年3月29日			
団体名	アクティオ株式会社		
代表者名	代表取締役社長 植村 敏明	設立年月日	昭和62年2月27日
団体所在地	〒153-0043 東京都目黒区上目黒3-2-3りそな中目黒ビル6階		
電話番号	03-5794-8663	FAX 番号	03-5794-8669
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
横浜市白幡地区センター (指定管理者)	神奈川県神奈川区白幡上町44-12	平成16年3月26日	
文化のみち二葉館 (指定管理者)	名古屋市東区榎木町3-23	平成16年11月19日	
すみだ産業会館 (指定管理者)	東京都墨田区江東橋3-9-10	平成17年4月1日	
板橋区立高島平ふれあい館 (指定管理者)	東京都板橋区高島平8-29-1	平成17年4月1日	
板橋区立中台ふれあい館 (指定管理者)	東京都板橋区中台2-14-1	平成17年4月1日	
浦安市青少年交流活動センター (指定管理者)	浦安市日の出32-1	平成17年12月2日	
榎原市立こども科学館 (受付案内・研修)	奈良県榎原市小房町11-5	平成8年1月10日	
大阪シティードーム (総合接客、飲食運営)	大阪市西区千代崎3-中2-1	平成8年11月1日	
目黒区美術館 (受付、案内)	東京都目黒区目黒2-4-36	平成9年4月1日	
東京都水の科学館 (受付、案内業務)	東京都江東区有明2-4-1	平成9年4月24日	
虹の下水道館 (受付案内イベント企画実施)	東京都江東区有明2-3-5	平成10年4月16日	
アクアマリン福島 (整理誘導)	福島県いわき市小名浜字辰巳町50	平成12年4月3日	
放送ライブラリー (受付、案内業務)	横浜市中区日本大通11	平成12年10月10日	
佐賀県立宇宙科学館 (総合運営管理)	佐賀県武雄市武雄町永島16351	平成13年4月1日	
あすたむらんど徳島(展示物等保守点検業務)	徳島県板野町那東字キビガ谷45-22	平成13年4月1日	
愛知県下水道科学館 (案内、監視)	愛知県中島郡平和町大字須ヶ谷	平成14年4月1日	
彩の国くらしプラザ (展示案内、解説)	埼玉県川口市上青木3-12-18	平成14年10月18日	
NHK 番組公開ライブラリー (受付、案内)	埼玉県川口市上青木3-12-18	平成15年1月1日	
神奈川県水道記念館 (総合運営管理)	神奈川県高座郡寒川町宮山4001	平成15年3月1日	
三重県立美術館 (発券案内及び展覧会監視業務)	三重県津市大谷11	平成15年10月31日	
国立国際美術館 (受付、監視業務)	大阪市北区中之島4-2-55	平成16年11月1日	
天王寺動物園 (案内業務)	大阪市天王寺茶臼町1-108	平成17年4月1日	
北九州市立美術館 (受付業務)	北九州市小倉北区室町1-1-1	平成17年4月1日	

その他にも22館ございます。

1 申請団体に関すること

(ア) 申請団体の経営方針について

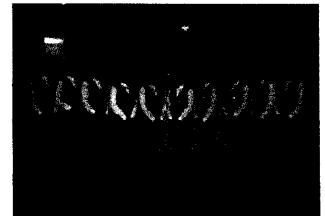
(イ) 申請団体の事業実績(活動実績)について

(ア) 申請団体の経営方針について

「アクティオのある所、いつも笑顔がある、楽しさがある、安らぎがある。」

アクティオの業務について、よくこのようなお言葉を頂きます。勿論そのスタッフは全員ホスピタリティを心得たプロフェッショナル、きめ細かな心づかいと臨機応変のすばやい行動力、そして安全が的確に配慮された環境の下、心地よい雰囲気と安心をご提供し、ご来場者と設置者双方のご期待に高水準でお応えします。「来て良かったね。」「また来たいね。」ご来場のお客様にすべからくそう思って頂ける事を至上の喜びとし、私たちは常にパーフェクトを求めて、緻密にそしてダイナミックに行動します。アクティオは公共施設やイベントの運営管理サービスを、極めて高い品質で提供し続けられるエキスパート集団であり続けるように、不断のチャレンジをして参ります。

(この事を今井地区センターにおいても、方針の第一に据えて参ります。)



(イ) 申請団体の事業実績(活動実績)について

指定管理者事業部門 実績

横浜市	白幡地区センター	地域コミュニティー施設	平成16年5月～
名古屋市	文化のみち二葉館	文化・観光施設	平成16年11月～
板橋区	高島平ふれあい館	高齢者健康維持施設	平成17年4月～
板橋区	中台ふれあい館	高齢者健康維持施設	平成17年4月～
墨田区	すみだ産業会館	貸館及び産業振興施設	平成17年4月～
浦安市	青少年交流活動センター	青少年宿泊型研修施設	平成17年12月～

公共施設運営事業部門 実績

東京都、愛知県、大阪府を始めとして、北は福島県から南は佐賀県まで、全国42施設で受付、説明案内、誘導、コールセンター、自主事業企画・実施、内部事務業務、監視、警備、清掃、飲食の各業務を受託中(巻頭2-1のリストもご併読下さい)

イベント事業部門 実績

愛・地球博などの大型博覧会、全国育樹祭・豊かな海づくり大会などの周年行事を始め、各地方博、コンベンション、展示会などの企画と運營業務、交通計画、動員計画などの各種業務を受託

事業計画書様式2-(3)

2 今井地区センターの管理運営に対する基本理念に関すること

(ア) 上記施設の管理運営を希望する理由について

(イ) 申請団体における地区センター管理運営の位置づけについて

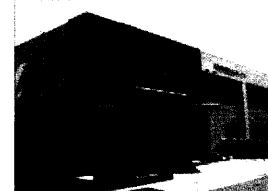
(ウ) 保土ヶ谷区の特徴や上記施設の設置目的と、運営への反映の考え方

(ア) 地区センターの管理運営を希望する理由について

地区センターは数ある横浜市様の施設の中でも、最も地域住民の身近に存在する施設です。近年の高度な産業発達による都市化や物質的な潤沢さ、は向う三軒両隣式の近隣交流や古くから日本を支えてきた村落運命共同体の、良きコミュニティを崩壊させました。一方近年のIT技術の発達により通信手段こそ豊富になりましたが、いわゆるフェイストゥフェイスのお付き合いは、極めて希薄になってきております。まさに日常生活においては個が弧になりつつある時代であります。この事が様々な社会の不具合や悲しい治安の遠因になっている面を否定できません。此処に地域密着型の地区センターの存在の重みがございます。私どもは、今井地区センターの指定管理者としていささかでも地域の健全かつ発展的なコミュニティ（ふれあい）形成のお役に立てればとの切なる願いから熱意を込め応募させていただきました。

(イ) 申請団体における地区センター管理運営の位置づけについて

旧法における委託業務でありましても、指定管理者でありましても、公共施設の品質高い運営を行う事を以って生業とするのがアクティオでございます。即ちあまたある業務の内、一部のマイナー業務として指定管理者業務を行うのではなく、弊社に取りましてはまさに中核業務なのです。さてこの中でも地区センターは弊社の最大注力施設と位置付けております。それは(ア)項で既述申し上げました事に加えまして、私どもは実際に神奈川区様の白幡地区センターにおける指定管理者として選定を賜り、約1年間がんばってまいりまして、多くの皆様からご支持や励ましを頂く事が出来ました。まさにご利用者の生のお声であり、大変ありがたく励みにもなっております。こうした意味からも、私どもは地区センターを指定管理者業務の基本母体と致したいと願っており、極めて重要な位置付けの施設と考えております。



指定管理施設：横浜市白幡地区センター

(ウ) 保土ヶ谷区の特徴や上記施設の設置目的と、運営への反映の考え方

保土ヶ谷区は、昭和2年に横浜市が区政を導入した5区の一つとした誕生した、最も歴史ある区でもあります。さらに区内には、旧東海道の「保土ヶ谷宿」をはじめ歴史的遺産や文化財が残っている由緒ある文化の区です。また、現在もエネルギーに活動している区であります。区の運営方針として、中長期的に4つの目標を掲げられ、本年度は「～地域コミュニティの再生～場から、人から・あいさつから」をコンセプトに5つの基本方針に取り組んでおられます。これらを理解した上で、さらに地区センター条例の設置目的として、「地域住民が自らの生活環境向上のため自主的に活動し、及び・・・相互の交流を深める場」として定義されています。一方、第2条においては、「自ら事業を行い地域住民の自主的な活動を援助することができる」とあります。弊社は、正にこのことに着目し、より活性度の高い、より目新しい、より多くのジャンルの自主事業をご提案・実施いたしたいと考えます。指定管理者は、地域の皆様のご要望を常に取り入れつつも、新たなる自主活動への息の吹きかけ活動が重要であると考えています。

事業計画書様式2-(4)

3 今井地区センターの管理運営に対するニーズ等の把握に関すること

(ア) 地域の特徴のとらえ方と、運営への反映の考え方

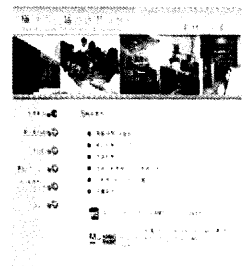
(イ) 地域ニーズや利用者ニーズのとらえ方と、運営への反映の考え方

(ウ) 他施設や併設施設との連携について(今井地区センターのみ)

(ア) 地域の特徴のとらえ方と、運営への反映の考え方

地域の町々は、それぞれ違った沿革や、歴史や立地条件があり、今日に至っています。結果として、それぞれが特徴を持っており、これらの的確な掌握は極めて大切です。弊社は以下のような方法でその掌握に取り組んでいます。

- ・(前作業)市や区のHP、公募説明会、書籍や雑誌、タウン誌、インターネット情報などから一定の知識を準備(沿革、歴史、習俗、モニュメント、年代構成など)
 - ・(本作業) 実際的な現地調査(タウンウォーク)と地域の皆様へのヒアリング実施
- ー運営への反映ー上記のような調査や体感結果を基に
- ・日常接遇の方法や留意点の考察
 - ・自主事業企画の基本方向性
 - ・コラボを期待する諸団体様のノミネート
- などの作業を実施し実運營業務にきめ細かく反映させております。



(イ) 地域ニーズや利用者ニーズのとらえ方と、運営への反映の考え方

地域の皆様のための館である事を十分認識しておりそのご要望やご期待、コンプレインの把握は極めて重要と考えており、その収集に最大限努めております。

具体策としては

- 1) 地区センター委員会や利用者会議の場に出てきたご意見を本社担当をも含め真摯にお聴ききし、その実現を積極的に図ります。
- 2) 「ご意見承り箱」を設置し、日常的なご意見収集を行います。またご返事の必要なものについてはその都度的確、迅速に回答させていただきます。
- 3) 弊社は施設での来場者接遇には自信と実績がございます。ご来場者との日常のにこやかな接遇・交流を図る中で具体的なご要望やコンプレインの収集に努め、的確に運営に生かします。

こうした中で頂いたご意見の内、すぐやれるものは即実施、何らかの事由で即出来ないものや、設置主旨から見て妥当でないもの場合は、明確に理由や時期等を迅速に回答させていただきます。全てにクイックレスポンスを心がけて参ります。

(ウ) 他施設や併設施設との連携について

他施設は、それぞれ共通目標を持った施設であり、先輩施設であります。こうした施設との連携は本施設にとりましては極めて重要なものであり積極的に自らが交流を図って参りたい、良い所をどんどん学ばせていただきたい、と考えております。ことに指定管理者制度は自らの情熱と才覚で日々運営品質を高めなければなりません。互いが異なった構成母体であってもいやむしろ異なった団体同士だからこそ学びあい、刺激し合う事が重要なのではないのでしょうか。弊社はその事に十分思いを致し、より良き相互関係を構築していきたいと考えております。次に併設施設の場合ですが設置目的が少し異なるとはいえ、より良き運営でお役立ちをすべきである事は言を待ちません。ましてや併設であり同じところに居る団体同士なのです。常に良き関係の下での相互交流、双方が役割分担をした自主事業の共催など、着実に可能性が膨らむのです。積極的に連携を図ってまいります。

事業計画書様式2-(5)

4 今井地区センターでのサービスの提供に対する考え方

(ア) サービスの提供に関する基本的な考え方

(イ) 会議室等の利用に関する取扱いについて

(ウ) 活動の場を必要とする個人や団体に対する相談、調整、助言等について

(ア) サービスの提供に関する基本的な考え方

弊社は施設やイベントの運営管理を本業と致しております。従いまして、その施設やイベントにご来場いただくご利用者様はお客様であり、そのお客様が居て下さってこそ私どもの社業が成り立ちます。運営管理業務を通してご提供するサービス自体が、弊社の商品なのです。この為には弊社がご提供する接遇や、自主事業、事務業務、清掃、機器類の保守管理等々全てのサービスが、お客様のご満足いただける水準を凌駕していなければなりません。この為には日常の業務水準に満足する事無く、常にその品質の向上や能力のアップに注力し、常に最良のサービスが実現できるイノベーションが必須です。

私どものサービスの基本は現状満足に陥る事無く、常なる向上を目指す意欲とその為の取り組み姿勢にあると考えています。

(イ) 会議室等の利用に関する取扱いについて

- 1) 会議室などの利用は、団体に予約期間等で一定のプライオリティーを与え、個人利用に関しましては、団体申し込み受付期間終了後に受け付けます。やはり一定限度の優遇は団体に必要かと考えます。
- 2) 個人情報保護に十分留意し、予約受付簿への記入内容は必要最小限にとどめます。
- 3) 学生の利用に関しては、原則・小学生は17時、中学生は18時を退館時間としますが、地域状況や夏休み等を考慮して、実情に合った延長も勘案して参ります。
- 4) 利用目的が設置趣旨に反する場合や、危険・混乱が予想される場合は、利用の制限を行いますが、これ以外の場合は自由度を極力確保致します。

(ウ) 活動の場を必要とする個人や団体に対する相談、調整、助言等について

皆様から何の心配や勇気無しでも、こうしたご相談等を頂くには、まずはふだんからのフレンドリーで明るい対応という、環境の素地づくりが不可欠です。このような日常での心の交流・接遇に、館長以下スタッフ総員が努めます。そして以上のように、ご意見を出やすくする為の必要環境を確保した上で日常的に、ご相談に乗らせて頂いたり、ご意見承り箱を活用してその機会設定を図ります。結果として出て参りましたご相談や調整事に対しては、極力その解決を図って参ります。しかしその内容が館の設置趣旨や、公平性に疑義のある場合などは区様とも密切にコンタクトさせて頂き、妥当な結論の実現を図ってまいります。

事業計画書様式2-(6)

5 事業の実施に関すること

(ア) 自主事業計画に対する基本的な考え方

※具体的な自主事業計画については別紙事業計画様式3・4に記載してください。

(ア) 自主事業計画に対する基本的な考え方

自主事業は、地域の皆様により濃密なふれあいや、自発的な学習姿勢のインセンティブを確保するという館としての投げかけ行為であり指定管理者として、最も重要であり充実すべきものと考えております。

その企画・実施に当たっては、

- 1) 常に今井地域の皆様のご意見やご要望をお聞きし、その地域特性や意志、ご意向に沿ったものの実施に努めます。
- 2) 既存館の特性を考慮し、スタート段階では主たる既存自主事業を原則的に踏襲します。只、進め方に関しては、新たなる味付けが可能かどうかを判断し、良ければ実践致します。
- 3) ありきたりの事業を出来る限り避け、独自性のある事業を行います。
- 4) 参加してつまらない内容や、進め方があってはいけません。弊社は楽しく為になる、また参加したくなるような事業を、企画し実施いたします。
- 5) 地域の方の施設である事は当然ですが、この事はいたずらに地域に埋没してしまう事を求めるものではないと考えます。
弊社は自社のネットワークを通じ今井地区センターにフィットした事業を広く模索しながら提案して参ります。
- 6) また同時に既存地区センターや、周辺施設との交流や意見交換を密にし、その良い所を積極的に導入致します。



何れの場合も公平性を確保し、偏りの無いように十分配慮いたします。

事業計画書様式2-(7)

6 施設の経営に関する考え方

- (ア) 指定期間中の経営に関する基本的方針について
- (イ) 効率的運営のための具体的な計画について
- (ウ) 利用料金の単価の設定及び利用率の想定について

(ア) 指定期間中の経営に関する基本的方針について

指定管理者制度は、概ね3年や5年の中期指定期間となります。

従って、指定管理者業務を行う団体には、少なくともその期間の経営的安定性や、コンプライアンスの遵守個人情報の保護、などの的確要件が厳しく求められる事になります。弊社は、その事を十分理解しております。例えば、独自のプライバシーポリシーなどもいち早く策定・実施しております。ご選定へのご期待を、決して裏切る事の無きように、常に効率経営、高品質経営に邁進して参ります。

(イ) 効率的運営のための具体的な計画について

(購買管理手法や本社サービス機能の活用)

基本的な管理運営の枠組みは崩さないという前提で、指定管理者の創意、能力に委ねられた部位に関しましては、民間企業としての特性を生かし品質を落とさずコストセーブが図れるよう業務を組み立てます。例えば、諸物品の調達や、営繕業務に関しましての競争原理の導入や、自主事業教材などの集中発注など調達業務に関しては、購買管理手法の導入、経理関連業務における内容よっての弊社管理部の活用など、最大限ムリ、ムダ、ムラの排除を図り、効率運用に努めさせていただきます。

(業務フローと作業標準による重複業務や非効率業務の削減)

業務全体としては、地区センター業務フロー書を策定いたします。また個々の業務に関しましては作業標準書を策定し効率的運営に努めます。

(職員の多能化)

職務分掌による基本的な業務差異は、職制によりつけざるを得ませんが、それ以外は職員総員があらゆる業務をこなせるように多能化いたします。

これにより、画一的な運営姿勢を排除しクイックレスポンスが可能となります。

(ウ) 利用料金の単価の設定及び利用率の想定について

大変想定が困難な課題であります。弊社の拙き体験では一般的に無料施設の有料化や有料化施設であっても料金改定の際は利用率の一時的な落ち込みは普通であります。今般のご説明では、過去三年間の平均利用率にて利用料見込みが算定されており、これを下回ってのご提案は不可能との説明も頂いております。以上を勘案致しまして、弊社は少なくとも現段階ではこれを上回る妥当な根拠を見出せませんので、区様の試算値を検算の上、そのままご提案内容とさせていただきます。

事業計画書様式2-(8)

7 施設の運営に関する職員体制・情報保持等の考え方

- (ア) 職員の配置及び採用について
- (イ) 職員の研修計画について
- (ウ) 個人情報の保護の措置について

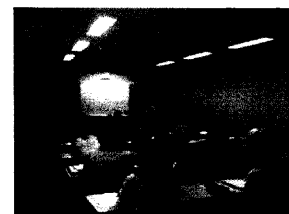
(ア) 職員の配置及び採用について

職員の採用配置につきましては、指定管理者募集要項（仕様書）の記載内容を遵守致します。従いまして職種、充当人員、業務内容、採用方法につきましても、ご指示内容に従い当該業務を誠実に履行いたします。特に地域センターとしての特質に鑑み、コミュニティスタッフは勿論ですが、館長クラスの要員に関しましても、極力地域からの採用に努めさせていただきます。また館長クラスには、情熱あふれる働き盛り世代をぜひ登用したく考えております。

(イ) 職員の研修計画について

公的施設である事に最大留意を払い、その職員の適切な業務遂行の為区様や他施設のご指導も頂き、適切な研修計画書を策定し定時実施を行います。

尚、弊社は別業務として職員研修事業も実施しておりますので施設の設置趣旨を損なわない前提で、独自の接遇研修も実施して行きたく考えております。（リカレント研修など独自メニュー）既に既存施設ではこの研修を着実に実施し成果を挙げつつある現況でございます。義務的研修ではなく、真にアクティブな研修を今井地区センター職員にも実施いたします。場所は地区センター館内と弊社内施設、及び他の運営受託施設を併用致します。

**(ウ) 個人情報の保護の措置について**

運営管理上必要な個人情報については、必要最低限の提出に留め、厳格かつ厳重に取り扱って参ります。また、業務遂行時において受動的に知りえた情報は、流出することの無いようにその保護を徹底します。この為、法令、横浜市個人情報の保護に関する条例及び条例施行規則、事業者ガイドライン等、個人情報に関連する法律等を遵守し、また保土ヶ谷区・横浜市様のご指示につきまして、その内容を職員全員に周知・徹底し、個人情報保護に全力を上げて参ります。更には当該見地からの内部取り決めや（「横浜市今井地区センター個人情報の取扱いについて」の策定及び利用者への公示）、研修につきましても別途プランを作成し、厳格実施いたします。弊社は一般労働者派遣事業所に認定されており、また JIS Q 15001 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（通称：Pマーク）取得の為の準備を行っていることもあり、特にその重要性を認識しております。内部的には「個人情報管理規定」「プライバシーポリシー」により規定されており、社内啓発活動を定期的実施しておりますし、新規採用者につきましても入社時教育として実施しております。今井地区センターにおきましても、弊社が指定管理者として履行する際は事前研修時に必須項目として教育いたします。参考資料として弊社「個人情報適正管理規定」、「プライバシーポリシー」、弊社が指定管理者として既に管理運営を実施しております「横浜市白幡地区センター」でご利用様に提示しております「横浜市白幡地区センター 個人情報の取扱いについて」を提出させていただきます。※ご提案書類集「その他」に添付)

事業計画書様式2-(9)

8 緊急時対策について

(ア) 防犯、防災の対応について

(イ) その他、緊急時の対応について

(ア) 防犯、防災の対応について

1) 防犯の対応について

防犯は普段からの来館者への「目配り」「気配り」「お声掛け」が重要と考えます。明るく・笑顔で相手の目を見て「こんにちは」「こんばんは」「ありがとうございました」のお声掛けは施設の明るく健全な雰囲気を作りだすばかりでなく、防犯の第一歩でもあります。また、受付窓口では受付台帳への記入のお願いにより、来館者を確認し、万一挙動不審者が来館した場合は適切にお声掛け等を行います。

館長以下従事するスタッフが、常に館内と周囲の状況を把握し、防犯に努めて参ります。

2) 防災の対応について

防災の計画書を別途作成し、その周知徹底を図ると同時に、定期的な防災体制の確認や区様・隣接の各施設との定期的な打合せの実施、必要に応じての防災訓練の実施（区様・各施設との協議による）をおこないます。また当施設の管理者につきましては、消防法に基づく防火管理者資格取得者の配置を行います。

災害等が発生した場合は、計画書に則り的確迅速な対応を図ります。同時に区様への即時ご連絡と対応指示のご判断を頂きますよう、遅滞なく行わせて頂きます。あつてはならない事ですし、あつて欲しくない事ですが、一方で緊急時ほどその適切な対応が人の心に響くものです。この事を十分認識し、その対応を図って参ります。



(イ) その他、緊急時の対応について

来場者の急病・怪我の場合は応急処置を図り、必要に応じ病院への搬送や同行を行います。適正な処置後には遅滞なく区様への連絡・報告を行い、ご指示を仰ぎます。

また、館長・指導員は消防署が実施する普通救急講習の受講、または日本赤十字社が実施する救急法救急員養成講習会への参加を必須とし、コミュニティスタッフにつきましても救急に関する講習会への参加を奨励し、安全管理・緊急時の的確な処置に関する知識と技術の習得を積極的に行ってまいります。



平成20年度 横浜市今井地区センター自主事業計画書

団体名 アクティオ株式会社

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他
保土ヶ谷の歴史を訪ねて	小学生以上	25,000	19,000	6,000	10,000	10,000	5,000
	20人						
	300円						
僕らの町 再発見	小学生以上	25,000	23,000	2,000	10,000	10,000	5,000
	20人						
	100円						
こだわりの〇〇〇講座	制限なし	80,000	40,000	40,000	30,000	50,000	0
	80人						
	500円						
なんでもチャレンジ	制限なし	160,000	60,000	100,000	80,000	80,000	0
	200人						
	500円						
幼児教室 (未就学児)	保護者同伴	120,000	120,000	0	100,000	20,000	0
	500人						
	無料						
チクセンSaturday (ワンパク事業)	小中学生	151,000	151,000	0	96,000	50,000	5,000
	270人						
	無料						
夏休み期間事業 (ワンパク)	小中学生	64,000	48,000	16,000	32,000	32,000	0
	80人						
	200円						
Season's Greeting	制限なし	35,000	23,000	12,000	15,000	20,000	0
	60人						
	200円						
マナー、防犯講座	制限なし	15,000	15,000	0	10,000	0	5,000
	40人						
	無料						
センターまつり	制限なし	310,000	310,000	0	10,000	100,000	200,000
	3,500人						
	無料						
癒しと安らぎの時間をチクセンで	制限なし	80,000	20,000	60,000	50,000	20,000	10,000
	120人						
	500円						
健康、福祉関連講座	制限なし	21,000	21,000	0	16,000	0	5,000
	40人						
	無料						
		1,086,000	850,000	236,000	459,000	392,000	235,000

事業ごとに別紙に記載してください。

平成20年度自主事業別計画書

*回数は予定

	目的・内容等	実施時期・回数
保土ヶ谷の歴史を訪ねて 対象：小学生以上	目的：「温故知新」－自分達が住み、育ったわが町。その歴史や伝統、文化の発展経緯を訪ね、あわせて先人の労苦や遺徳を学んでいこうとするワークショップ。 内容：保土ヶ谷の街・地域に残る歴史書、昔話、伝承、遺史跡、文化財などから地域歴史を体験。	年1～2回 定期事業

事業名	目的・内容	実施時期・回数
僕らの町 再発見 対象：小学生以上	目的：自分たちの住む街は、どんな歴史があるのか。開発前（近過去）はどんな風情だったのか。商店街にはどんな店があるのか。どんなユニークな人がいるのか（街のマイスターなど。）自慢の場所は？など様々な角度から学習しその素晴らしさを体感する。 内容：上記「保土ヶ谷の歴史」ともリンクし、諸文献や実地調査で自分達の街の過去や現状を学び理解する。	年1～2回 定期事業

事業名	目的・内容	実施時期・回数
こだわりの○○○講座 対象：成人以上	目的：こだわりや日常生活でのちょっとした工夫に焦点をあて、「こだわりの○○○」のうんちくや技法を学ぶ。 内容：例) プロから蕎麦打ちの技を学び自分流の年越し蕎麦をつくってみる、 例) コーヒー、紅茶講座、焼酎講座など (家庭で楽しめる美味しいコーヒー、紅茶の飲み方、焼酎の新しい飲み方の提案など) ※メーカーなどとのタイアップにより参加者負担と講師謝礼を無くす形態を想定。ただし企業のCM活動ではなく、社会貢献活動の一環として協力を仰ぐ事により営利目的を排除して実施。	年4回 定期事業

事業名	目的・内容	実施時期・回数
なんでもチャレンジ! 対象：制限なし	目的：近隣主婦や高齢者（男女問わず）を対象とし、誰もが簡単に・気軽に親しめる講座・教室を『なんでもチャレンジ』と総称して開催。 内容：例) 物作り・・フラワーアレンジ、ボタニカルアート、ツールペイント等 調理系・・郷土料理、外国料理、和菓子づくり 文化系・・メイク教室、囲碁大会、資産運用等 ※ただ体験講座の開催ではなく、テーマに対して一定の「こだわり」などを織り込んで実施していきます。	年10回 定期事業

平成20年度自主事業別計画書

*回数 は 予定

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
幼児教室 対象：未就学児童と保護者	目的：子供たちの心と体の発達段階に合わせ、リズム運動で体を動かしたり、表現力を音楽から養ったりする。また世代間交流として親と子・祖父母と孫の絆を深めてもらう。 内容：①親子体操・・・ボールやフラフープ、平均台を使用した体操を親子で楽しむ。 ②パネルシアター、おはなし会、人形劇、英語の読み聞かせなど。	年16回 定期事業

事業名	目的・内容	実施時期・回数
チクセン Saturday 対象：小学生 (ワンパクホリデー事業)	目的：週末を利用して、季節感のあるもの作りやお菓子作り、子ども料理教室を楽しみながら体験してもらい創造性と知識を深めてもらいます。また、体育競技を自由参加で大勢で楽しんでいただく。 内容：例) 物作り・・・柏餅、お菓子作りなど料理系 ストラップ、藤工芸など 体育系・・・ドッチビー大会 七夕飾り、クリスマスツリー、桃の節句関連	年12回 定期事業

事業名	目的・内容	実施時期・回数
夏休み期間事業 対象：小学生以上 (ワンパクホリデー事業)	目的：夏休みの学習を学校教育の視点以外の所からアプローチし、学習の楽しさを体験する。 内容：例) 夏休み工作教室 例) 自由研究のための課題探し・・・ ①親子で一緒に課題工作に挑戦、 ②みんなで学ぶ楽しい科学 ③昔懐かしい子どもの遊び道具作りなど 例) 語学講座・・・英語にチャレンジ 例) こども囲碁教室	年4回 夏休み集中事業

事業名	目的・内容	実施時期・回数
Season's Greeting 対象：制限なし	目的：季節によって様々な習慣がある。その時々、日頃の感謝をこめて手作りのカードを作ろう。お正月、クリスマス、母の日、父の日などのカードを身近なものを使って仕上げる。 内容：自分の個性を活かしたカードづくり、篆刻、母の日、父の日のプレゼントなど	年3回 定期事業

平成20年度自主事業別計画書

*回数は予定

事業名	目的・内容	実施時期・回数
マナー、防犯講座 対象：制限なし	目的：いざというときの為に最新の事情を学び、いつでも対応できる知識を身につける。 安心安全を先ずは自分自身でできることより始める。 内容：例) 冠婚葬祭・最新の冠婚葬祭事情 防犯・・・警備会社とタイアップ 身近にできる我が家の防犯対策	年2回 定期事業

事業名	目的・内容	実施時期・回数
センターまつり 対象：制限なし	目的：地域の方々、チクセン利用者などとの相互交流を深める為の年間最大のイベントで地域ケアプラザと共同開催、保土ヶ谷西部連合自治会の文化祭も同時開催。 内容：利用団体の作品展示、演技発表、体験コーナー、チャリティーダンスパーティ、子供向け催し(体育競技、工作教室)、模擬店、手作りパンなどの販売、バザーなどと西部連合自治会文化祭	年1回 11月定期事業

事業名	目的・内容	実施時期・回数
癒しと安らぎの 時を チクセンで 対象：制限なし	目的：日常生活のストレスを忘れ、心身のゆとりと癒しを求め、安らぎのときを過ごす。 内容：ハーブ、アロマセラピー、健康体操、二胡演奏会、なつかしの歌をみんなと歌うなどで日常生活のストレスを癒します。	年6回 定期事業

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
健康、福祉関連 講座 対象：制限なし	目的：手軽に家庭内のできる健康維持、リハビリ運動や家庭内、街中で誰もが出来る初歩的な介護、介助の考え方、技術について分かりやすく実技を通じながら学んでもらいます。 内容：転倒防止のための膝関節を強化するリハビリ運動を中心に体力維持回復が日常生活で手軽にできるもの。高齢者・身体障害者が日常生活で苦勞することの学習/基本的介護の方法。	年2回 定期事業

平成20年度 今井地区センター 管理運営費提案書

(単位:千円)

(様式5)

	項目	内容等	金額
人件費	常勤職員	館長1人、指導員2人、法定福利費	11,241
	スタッフ		9,145
			A 20,386
事務費			B 1,594
事業費			C 850
管理費	電気料金		3,369
	ガス料金		1,594
	上下水道料金		850
	修繕費		300
	設備総合巡視点検	維持管理業務一覽表準拠	120
	電気設備点検	維持管理業務一覽表準拠	449
	中央監視装置点検 空調自動制御点検	維持管理業務一覽表準拠	80
		維持管理業務一覽表準拠	80
	空調設備点検 熱源機器、環境衛生等 点検 レジオネラ菌分析	維持管理業務一覽表準拠	1,334
		上項合算	
	受水槽高架水槽清掃 飲料水水质検査 残留塩素検査 空気環境測定 汚水槽・雑排水清掃	維持管理業務一覽表準拠	397
	害虫駆除	年2回 維持管理業務一覽表準拠	47
	ウォータークーラー	維持管理業務一覽表準拠	30
	消防用設備点検	維持管理業務一覽表準拠	274
	昇降機点検	維持管理業務一覽表準拠	394
	自動ドア点検	年4回維持管理業務一覽表準拠	108
	機械警備点検	閉館時常用警備	433
	清掃業務	維持管理業務一覽表準拠	989
	植栽剪定	年1回 維持管理業務一覽表準拠	200
	建築物建築設備 定期点検	年1回	150
合計		D 11,198	
ニーズ対応費		(E欄の3分の1の金額を記入(千円未満切捨て))	E 1,119
事務経費	労務、経理、契約、職員研修、消費税など		F 5,163

提案額合計 A~F=G

G 40,310

利用料金収入見込

H 3,358

委託予定額 G-H

36,952

平成20年度今井地区センターの管理に関する業務の収支予算書

(単位:千円)

		内 訳	金 額
		①+②=A	40,310 ✓
項 目	①委託予 定額		36,952 ✓
	②利用料 金収入	区役所利用料金収入見込額	3,358
			40,310 ✓
項 目	人件費	館長、指導員給与、福利厚生諸掛	20,386 ✓
	事務費	消耗品、備品、パソコン、職員移動費など	1,594 ✓
	事業費	別掲、自主事業講師費用、会場設営	850 ✓
	管理費	水光熱費、保守管理費、清掃費、 建築物、建築設備定期点検	11,198 ✓
	ニーズ 対応費	利用者のニーズにより執行	1,119 ✓
	事務経費	人事、労務、研修、広報、消費税など	5,163 ✓
			0

※ 1年間(12ヶ月)の収支を記入してください。

※ 各項目については、必要に応じて別紙にて説明資料を添付してください。

平成20年度 今井地区センター 収支予算書計画 説明資料

(単位:千円)

項目	支出合計	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	40,310
人件費 (1)			20,386
常勤職員			11,362
給与	館長 副館長(2名)		4,000 5,000
	計		9,000
法定福利費	健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金 雇用保険料 労災保険料		400 700 88 200 200
	計		1,588
	通勤費		750
	健康診断料		24
	福祉共済掛け金		0
時給職員			9,024
賞金	スタッフ・アルバイト(18人)		8,600
法定福利費	労災保険料 通勤費		100 300
	健康診断料		24
事務費 (2)			1,594
旅費			60
消耗品費			400
会議諸費			10
印刷製本費			10
通信費			360
使用料及び賃借料			100
備品購入費			100
図書購入費			54
施設損害賠償責任保険			160
手数料			10
諸費			330
事業費 (3)			850
自主事業費			850
ワパクリデー事業費			
管理費 (4)			11,198
光熱水費	電気料金 ガス料金 水道料金		3,369 1,594 850
修繕費	小破修繕		300
設備総合巡視点検	建物空調等定期点検月1回		1,614
電気設備点検	電気工作物保守月1回		449
空調設備点検熱源機器等点検	冷房、暖房切替、中間点検、随時保守		317
レジオグラム分析	冷却塔年2回		80
害虫駆除	年2回		47
ウォータークーラー水質検査	年1回		30
消防用設備点検	年2回 外観機能点検、総合点検		274
昇降機点検	月1回		394
自動ドア点検	年2回		108
機械警備点検	常時		433
清掃業務	定期清掃年4回、窓ガラス、フロリング他		989
植栽剪定	樹木管理		200
建築設備定期点検	年1回		150
その他	書籍管理システムサポート、塵芥処理料		
ニーズ対応費 (5)	運営委員会や利用者のニーズにより執行		1,119
事務経費 (6)			5,163
労務経費			4,144
消費税			1,019
事業所税			
研修費			